

○渡島廃棄物処理広域連合議会事務局規程

(平成12年10月24日議会規程第1号)

改正 (平成23年4月1日議会規程第1号)

(趣旨)

第1条 この規程は、渡島廃棄物処理広域連合議会事務局設置条例（平成12年条例第5号）第2条の規定に基づき、渡島廃棄物処理広域連合議会事務局（以下「事務局」という。）の事務を処理するために必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 事務局に庶務係と議事係を置く。

(事務分掌)

第3条 係の事務分掌は、次のとおりとする。

庶務係

- (1) 文書の收受及び保存に関すること。
- (2) その他庶務一般に関すること。

議事係

- (1) 本会議等に関すること。
- (2) 各種統計資料の収集及び発行に関すること。
- (3) その他議事及び調査に関すること。

(職員)

第4条 事務局に事務局長、次長、係長及び次の職員を置くことができる。

- (1) 主幹
- (2) 主査
- (3) 主任
- (4) 書記
- (5) その他の職員

(職務)

第5条 事務局長は、議長の命を受け、職員を指揮監督し、議会に関する事務を掌理する。

- 2 事務局長に事故あるときは、事務局長の指定する職員が事務局長の職務を代理する。
- 3 係長は、上司の命を受け、分掌事務を処理し、部下職員を指揮する。
- 4 主幹、主査、主任、書記及びその他の職員は、上司の命を受け、分掌事務に従事する。

(公印の名称等)

第6条 公印の名称、形状、寸法、個数及び保管責任者は、別表のとおりとする。

(公印台帳)

第7条 保管責任者は、様式の公印台帳を備え、全ての公印を登録しなければならない。

(準用)

第8条 この規程に定めるもののほか、事務局職員の服務、事務の専決及び代決並びにその他の事務の処理については、それぞれ渡島廃棄物処理広域連合の関係規定を準用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日議会規程第1号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

公印の名称	形状	寸法	個数	保管責任者
渡島廃棄物処理広域連合 議会之印	正方形	30 mm	1	議会事務局長
渡島廃棄物処理広域連合 議会議長印	正方形	24 mm	1	議会事務局長
渡島廃棄物処理広域連合 議会事務局長之印	正方形	24 mm	1	議会事務局長
渡島廃棄物処理広域連合 議会運営委員長之印	正方形	24 mm	1	議会事務局長
渡島廃棄物処理広域連合 議会特別委員長之印	正方形	24 mm	1	議会事務局長

様式（第7条関係）

公 印 台 帳		
印 影	公 印 の 名 称	
	保 管 責 任 者	
	使 用 開 始 年 月 日	
	使用文書区分	
	告示年月日及び 番 号	
	公 印 の 寸 法	
	登録、廃止その他の処理に関する記事及び年月日	